

財団法人 日本豆類基金協会
寄附行為

寄 附 行 為 目 次

沿 革

農林大臣設立許可指令
昭和40年 3月10日 40園第 394号
昭和46年11月27日 一部改正
農林省指令 46蚕園第3414号
昭和47年 6月26日 一部改正
農林省指令 47蚕園第 859号
昭和 50年 8月 29日 一部改正
農林省指令 50農蚕第4782号
昭和53年 9月 4日 一部改正
農林水産省指令 53農蚕第5554号
昭和57年 6月16日 一部改正
農林水産省指令 57農蚕第3459号
平成 8年 5月30日 一部改正
農林水産省指令 8 農産第3395号
平成11年 5月20日 一部改正
農林水産省指令 11農産第2719号
平成20年 5月 9日 一部改正
農林水産省指令 20第 818号
平成21年10月26日 一部改正
農林水産省指令 21第4531号

第1章 総 則	1
第2章 資 産	2
第3章 役 員 等	3
第4章 理 事 会	5
第5章 評 議 員 会	6
第6章 業務の執行及び会計	7
第7章 寄附行為の変更及び解散	8
第8章 雑 則	9
附 則	9

財団法人 日本豆類基金協会 寄附行為

農林大臣設立許可指令

昭和40年 3月10日 40園第 394号

昭和46年11月27日 一部改正

農林省指令 46蚕園第3414号

昭和47年 6月26日 一部改正

農林省指令 47蚕園第 859号

昭和50年 8月29日 一部改正

農林省指令 50農蚕第4782号

昭和53年 9月 4日 一部改正

農林水産省指令 53農蚕第5554号

昭和57年 6月16日 一部改正

農林水産省指令 57農蚕第3459号

平成 8年 5月30日 一部改正

農林水産省指令 8農産第3395号

平成11年 5月20日 一部改正

農林水産省指令 11農産第2719号

平成20年 5月 9日 一部改正

農林水産省指令 20第 818号

平成21年10月26日 一部改正

農林水産省指令 21第4531号

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本豆類基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 13 号に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 協会は、わが国畑作農業において重要な地位をしめる豆類等の生産の振興、その流通の円滑化及び消費の拡大のための措置を講ずることによって、農業経営の改善と農家所得の安定、関連産業の振興及び豆類等の国際競争力の強化を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 豆類等の生産、流通及び消費に関する調査研究並びにこれに対する助成

- (2) 豆類等の品種改良等生産及び加工の技術の開発に関する試験研究並びにこれらに対する助成
- (3) 豆類等の生産改善技術の普及及び流通の円滑化の促進並びにこれらに対する助成
- (4) 豆類等の消費に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに対する助成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要な事業

第 2 章 資 産

(資産の構成)

第 5 条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初における財産目録記載の財産
- (2) 寄附財産
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) その他の収入

(資産の区分)

第 6 条 協会の資産は、これを基本財産、助成財産及び普通財産に区分する。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、事業を行うためやむを得ない理由がある場合には、理事の 4 分の 3 以上の議決により、農林水産大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 前条第 1 号に掲げる財産のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 助成財産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、業務方法書で定めるところにより、第 4 条各号に掲げる事業に必要な経費の財源に充てることができる。

- (1) 助成財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 前項第 2 号及び第 3 号並びに前号の財産以外の寄附財産
- (3) 理事会で助成財産に繰り入れることを議決した財産

4 普通財産は、基本財産及び助成財産以外の財産をもって構成する。

(賛助会員)

第 7 条 協会に賛助会員を置くことができるものとする。

- 2 協会の目的に賛同し賛助会員になろうとするものは、理事会で別に定めるところにより入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員は、理事会で別に定めるところに従い、豆類の生産、流通、消費等の振興に関する賛助会費を納入しなければならない。
- 4 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けることができる。

(資産の管理)

第 8 条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、この寄附行為に定めるほか、理事会の定めるところによる。

2 資産のうち現金は、次の方法により管理しなければならない。

- (1) 理事会が定める金融機関への預金
- (2) 理事会が定める有価証券の保有
- (3) 理事会が定める金融機関への金銭信託

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第 9 条 協会に次の役員を置く。

理 事 9 名以上 12 名以内

監 事 2 名

- 2 理事のうち 1 名を理事長とするほか、必要に応じ、副理事長、専務理事及び常務理事を置くことができる。
- 3 監事のうち 1 名は必要に応じ常任監事とすることができる。

(役員を選任)

第 10 条 役員は、評議員会において選任する。

- 2 役員は、互選により、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員職務)

第 11 条 理事長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長、専務理事及び常務理事は、あらかじめ定められたところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故ある場合にはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、理事会の定めるところにより協会の業務を執行する。
- 4 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 52 条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法第 38 条の規定による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第 12 条 理事及び監事の任期は 2 年とする。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員任期の残任期間とする。
- 3 理事又は監事が任期満了又は辞任により退任した場合、その理事又は監事は、後任者の就任するまではなおその職務を行うものとする。

（役員解任）

第 13 条 役員が、この寄附行為に違反し、又は協会の名誉を著しくき損した場合には、理事会及び評議員会の議決をもって、これを解任することができる。

- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員報酬）

第 14 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（参与等）

第 15 条 協会に参与及び専門委員を置くことができる。

- 2 参与及び専門委員は、協会の事業に関し学識経験を有する者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 参与は、協会の運営に関し、理事長の特に委嘱した業務を行う。
- 4 専門委員は、事業の実施に関し、理事長の特に委嘱した業務を行う。

（職員）

第 16 条 協会に所要の職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 職員の服務、給与については、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理 事 会

(理 事 会)

第 17 条 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、毎事業年度、定期に 2 回開催するほか、理事長が必要と認める場合開催する。
- 3 理事の 3 分の 1 以上の者又は監事が、会議の目的たる事項を示して、理事会の招集を請求した場合には、理事長は、その請求のあった日から 60 日以内に会議が開催できるように、理事会を招集するものとする。
- 4 理事会の招集は、会日の 7 日前までにその会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでない。

(理事会の議決事項)

第 18 条 理事会は、この寄附行為に定める事項のほか、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 事務所の設置、変更及び廃止
 - (2) 業務方法書の制定、変更及び廃止
 - (3) 規程の制定、変更及び廃止
 - (4) 事業計画及び収支予算の作成及び変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) その他協会の事業の執行上特に重要な事項
- 2 理事会は、前条第 4 項の規定によりあらかじめ通知した事項に限り議決することができる。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでない。

(理事会の議決)

第 19 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開いて議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。この場合において議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面議決)

第 20 条 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できない場合には、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合、当該書面が会議の開会までに協会に到着しないときは、無効とする。

2 前項の規定により議決権を行使する理事は、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の特例)

第 21 条 理事長は、議事が緊急を要する場合又は軽微な場合には、書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。この場合、その結果について、速やかに理事に通知しなければならない。

(議事録の作成)

第 22 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

第 5 章 評 議 員 会

(評議員会)

第 23 条 協会に評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員 9 名以上 12 名以内で組織する。

3 評議員会は、理事長が招集し、その議長は、会議の都度選任する。

(評議員の委嘱)

第 24 条 評議員は、協会の事業に関し、学識経験を有する者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

(評議員の任期)

第 25 条 評議員の任期は、2 年とする。

(評議員会の審議事項)

第 26 条 評議員は、この寄附行為に別に定める事項のほか、理事長の諮問に応じ、重要事項を審議する。

(準用規定)

第 27 条 第 12 条第 2 項及び第 3 項（役員の任期）、第 13 条（役員の解任）、第 14 条（役員の報酬）、第 17 条第 4 項（理事会）、第 18 条第 2 項（理事会の議決事項）、第 19 条（理事会の議決）、第 20 条（書面議決）、第 21 条（理事会の特例）及び第 22 条（議事録の作成）の規定は、評議員及び評議員会について準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第 28 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(業務方法書)

第 29 条 第 4 条第 1 号から第 4 号に掲げる事業及び理事会が重要と認めた事業の実施については、業務方法書の定めるところによるものとする。

2 前項の業務方法書で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施すべき事業
- (2) 事業を実施すべき地域
- (3) 事業実施の方法
- (4) その他必要な事項

(予算等)

第 30 条 理事長は、事業年度開始前に事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、理事会の議決を経て収入支出することができる。

(決算等)

第 31 条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、その書類を作成し、監事の意見を添えて、農林水産大臣に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支決算書

(管理費等の支弁)

第 32 条 協会の管理費及び事業の遂行に必要な経費は、普通財産をもって支弁する。ただし、普通財産が事業に必要な経費の支弁に不足を生ずるときは、助成財産をもって支弁することができる。

(借入金)

第 33 条 協会が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(解散又は寄附行為の変更)

第 34 条 協会を解散し、又はこの寄附行為を変更しようとする場合には理事会において、理事の 4 分の 3 以上の多数をもってその旨を議決し、かつ、評議員会が同意しなければならない。

2 前項の規定による協会の解散及び寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可を得なければ、その効力を生じない。

(残余財産の処分)

第 35 条 協会が解散した場合に、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会の議決するところにより、農林水産大臣の許可を受けて、これを処分するものとする。この場合、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

第 8 章 雑 則

(寄附行為その他の書類の備付)

第 36 条 理事長は、寄附行為、業務方法書、諸規程、財産目録、役員及び評議員の名簿、理事会及び評議員会の議事録並びに業務関係書類を事務所に常に備えて置かなければならない。

(規 程)

第 37 条 この寄附行為及び業務方法書に定める事項のほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、規程で定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、協会の設立の日から施行する。
- 2 協会の設立当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、設立の日から昭和 40 年 9 月 30 日までとする。
- 3 協会の設立当初の役員は、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、協会の設立の日から昭和 40 年 9 月 30 日までとする。

理 事 長	楠 見 義 男
専務理事	東 弘
理 事	河 口 陽 一 木 田 三 郎
	杉 原 武 隆 竹 内 二 郎
	徳 安 健 太 郎 卷 口 祐 次
	的 場 庄 次 郎
監 事	伊 東 系 蔵 橋 場 正 一

設 立 者

北海道札幌市北 4 条西 1 丁目 1 番地
ホクレン農業協同組合連合会

会長理事 河 口 陽 一

附 則

この寄附行為の改正は、農林大臣の認可を受けた昭和 46 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、農林大臣の認可を受けた昭和 47 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、農林大臣の認可を受けた昭和 50 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し昭和 53 年 7 月 5 日から適用する。

附 則

この寄附行為の改正は、農林水産大臣の認可を受けた昭和 57 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、農林水産大臣の認可を受けた平成 8 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、農林水産大臣の認可を受けた平成 11 年 5 月 20 日から施行する。ただし、改正後の寄附行為第 9 条第 1 項の規定は、平成 11 年 9 月 6 日から適用する。

附 則

この寄附行為の改正は、農林水産大臣の認可を受けた平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 21 年 10 月 26 日）（次項において「認可日」という。）から施行する。
- 2 認可日の属する事業年度は、変更後の第 28 条の規定にかかわらず、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。